

[法8条の3第2項(公表)、第8条の4(閲覧用記録簿)]

## 令和7年度 一般廃棄物処理施設維持管理記録簿[焼却施設]

・処分した一般廃棄物の種類及び数量[規4条の5の2第1号イ、規4条の7第1号イ]

種類	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
一般 可燃 ごみ 物	1号炉	t/月	2,478	3,319	2,828	0	0	0	1,585					10,210
	2号炉	t/月	2,884	680	0	61	3,348	3,236	2,417					12,626
	3号炉	t/月	338	162	3,123	3,518	3,320	2,541	0					13,003
	合計	t/月	5,701	4,161	5,951	3,579	6,668	5,777	4,003	0	0	0	0	35,839

・燃焼ガス及び排ガスの分析の実施状況と措置(連続測定記録)[規4条の5の2第1号口、規4条の7第1号口]

(固形燃料を受け入れる場合は別途記録すること)

項目	燃焼ガス温度、集塵器流入ガス温度、排ガス中一酸化炭素濃度、焼却炉内温度
測定位置	別紙1のとおり
測定結果が得られた日	連続測定記録についてはインターネットで公表することが難しいため、資料を現地施設に取り揃えています。
測定結果	

・ばいじんの除去の実施状況[規4条の5の2第1号ハ、規4条の7第1号ハ]

	ばいじんの除去を行った日
冷却設備	稼動中毎日実施
排ガス処理設備	稼動中連続実施

・排ガスの分析結果(6月に1回以上又は1年に1回以上)[規4条の5の2第1号ニ、規4条の7第1号ニ]

採取月日	1号炉					2号炉					3号炉					基準値 <sup>※1</sup>
	4月17日	6月19日				4月18日	8月20日				6月18日	6月18日	8月21日			
測定結果が得られた日	5月8日	7月7日				5月8日	9月16日				7月7日	8月1日	9月16日			
ばいじん濃度 (g/Nm <sup>3</sup> )	0.0002	<0.0001				0.0002	0.0003				<0.0001	-	0.0005			0.08
硫黄酸化物排出量 (Nm <sup>3</sup> /h)	<0.02	-				<0.02	-				<0.02	-	-			約150
窒素酸化物濃度 (v/v ppm)	41	-				52	-				35	-	-			250
塩化水素濃度 (mg/Nm <sup>3</sup> )	7	-				7	-				46	-	-			700
ダイオキシン類 (ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> )	-	-				-	-				-	0.00012	-			1

※1 排出基準値は大気汚染防止法に定める基準値